

2020年5月8日

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言延長に伴う弊社対応について

平素は弊社業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

2020年5月4日（月）に緊急事態宣言の効力期限が5月31日（日）まで延長されたことを踏まえ、先にお知らせした原則在宅勤務の弊社対応方針を同日 **5月31日（日）まで延長する**ことを決定いたしましたのでお知らせいたします。

引き続き営業は継続しておりますが、一部サービスにつきましては通常とは運営体制が異なるため、お電話が繋がらない場合や、対応にお時間をいただく可能性がございます。

弊社サービスをご利用の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

1日も早い新型コロナウイルス感染症の終息を願っております。

■登録会のご予約を検討されている方は下記をご覧ください。

<https://www.fudousan-jinzai.com/index.cfm?fuseaction=contents.fcts&cid=1372>